

国自技第 271 号  
令和 2 年 3 月 31 日

(一社) 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局  
技術政策課長



自動運行装置を備える自動車の外向け表示について (依頼)

道路運送車両法第 41 条に定める自動運行装置を備える自動車 (プログラムの改変により自動運行装置を備えることとなるものを含む。以下「自動運転車」という。) については、昨年 1 月とりまとめの交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書において、周囲の交通参加者の安全、安心確保のため、自動運転中であることの車外表示が必要と提言されているところです。

今般、自動運転車の外向け表示について、自動運転車の普及を促進することも目的として、関連の国際基準が制定されるまでの当分の間、下記のとおり実施することとしましたので、貴会関係会員に対して周知徹底方お願いします。

また、自動運転車の周囲の歩行者等も含めた交通参加者が、自動運転中であること等を容易に判別可能とする外向け表示のあり方について、早期に結論を得るべく、引き続き調査、検討をお願いします。

## 記

### 1. 適用範囲

本通達は、一般に販売及び利用される自動運転車に適用する。

### 2. 車体への表示

- (1) 自動運転車には別添に定めるステッカーを、車体後部の見やすい位置に貼付するものとする。この場合において、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。) 第 42 条の規定への適合性を確認した上で反射材を使用するなど、夜間における視認性の向上にも努めること。

(2) 貼付するステッカーのサイズは、縦 95 mm×横 100 mm以上とし、拡大したものを  
使用する場合であっても縦横比は変更しないものとする。

(3) 車体への貼付については、製作工場、販売店等において行うなど、適切な実施  
が確保されるよう必要な措置を講じるものとする。

### 3. 附則

(1) 本通達は、発出の日より施行する。

(2) 今後、保安基準において、自動運転車の車体表示に関する要件が策定された場  
合には、本通達の規定にかかわらず、当該保安基準の要件を適用するものとする。

別添 ステッカー図柄

